

議案第68号

明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月9日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市市税条例の一部を改正する条例
 明石市市税条例（昭和25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>(市民税の減免申請等)</p> <p>第34条の2 前条第1項、第2項又は第4項の規定により市民税の減免を受けようとする個人は、当該年度の初日の属する年の翌年の3月31日までに事由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。<u>ただし、同日までに申請しなかつたことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、同日後においても、当該申請をすることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長は、第1項の申請がなかつた場合においても、規則で定めるときは、同項の規定にかかわらず、前条第4項の規定を適用することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第35条～第39条 (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第39条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。次条において同じ。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関</p>	<p>(市民税の減免申請等)</p> <p>第34条の2 前条第1項、第2項又は第4項の規定により市民税の減免を受けようとする個人は、当該年度の初日の属する年の翌年の3月31日までに事由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。<u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第35条～第39条 (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第39条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。次条において同じ。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関</p>

の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この項において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

4～5 (略)

第39条の3～第50条 (略)

(固定資産税の減免)

第51条 (略)

2～4 (略)

5 前各項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は減免事由発生の日から10日以内（減免事由が前年度から存続しているときは当該年度の最初の納期限前10日まで）に次に掲げる事項を記載した申請書及びその減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、期間内に提出しなかつたことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、当該期間

の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この項において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

4～5 (略)

第39条の3～第50条 (略)

(固定資産税の減免)

第51条 (略)

2～4 (略)

5 前各項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は減免事由発生の日から10日以内（減免事由が前年度から存続しているときは当該年度の最初の納期限前10日まで）に次に掲げる事項を記載した申請書及びその減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、期間内に提出しなかつたことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限

の経過後においても、これらの書類を提出することができる。

(1)～(5) (略)

6 市長は、前項の規定による申請がなかつた場合においても、規則で定めるときは、同項の規定にかかわらず、第1項から第4項までの規定を適用することができる。

7 (略)

第51条の2～第145条 (略)

附 則

第1条～第3条の2の2 (略)

(削 る)

第3条の3～第7条の2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の3 (略)

2～13 (略)

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

りでない。

(1)～(5) (略)

(新 設)

6 (略)

第51条の2～第145条 (略)

附 則

第1条～第3条の2の2 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第3条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第3条の3～第7条の2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の3 (略)

2～13 (略)

(新 設)

14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

21 (略)

(削る)

22 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

27 (略)

28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の4 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4

15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

(新設)

24 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

26 (略)

27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の4 (略)

2 (略)

(新設)

項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

15 (略)

第7条の4の2～第11条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

第7条の4の2～第11条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

<p>第11条の3 (略)</p> <p>2 附則第9条の規定の適用がある宅地等(法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する法附則第31条の3第1項に規定する各年度分の特別土地保有税の算定については、同項に定めるところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第12条～第15条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、<u>第31項から第34項まで</u>、第37項、第38項、<u>第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>第11条の3 (略)</p> <p>2 附則第9条の規定の適用がある宅地等(法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する法附則第31の3第1項に規定する各年度分の特別土地保有税の算定については、同項に定めるところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第12条～第15条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、<u>第31項から第35項まで</u>、第38項、第39項、<u>第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。</p> <p>3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第39条の2第3項の改正 令和7年4月1日
- (2) 附則第3条の2の3を削る改正 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の明石市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

本案は、大規模災害が発生した場合に備え、申請によらずに市税の減免を行えるよう規定を整備するほか、令和6年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴う所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものである。